

特定非営利活動法人 りあらいず和

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を備するため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間令和7年8月1日～令和9年9月30日まで

2. 目標と取組内容、実施時期

<目標>

全職員の有給休暇取得率を70%以上にする

<実施時期・取り組み内容>

- 令和7年8月～
直近の有給休暇取得状況を取りまとめ、各事業部ごと、個人ごとの結果をフィードバックし、計画的な有給休暇取得を促進する。
- 令和8年1月～
それまでの有給消化日数の経過をみて、取得率が低い職員に個別で有給取得を促進する。
- 令和8年4月～
会議において管理職が中心となり、職員が有給を取得しやすいシフトを組むための創意工夫案をだす。
- 令和8年10月～
有給取得率の目標に達しないと思われる職員に対しては、所属する事業部管理者にシフト変更の相談をしたうえで、該当職員に時期を指定して有給消化をすることを勧め、目標達成を目指す。

3. 女性の活躍に関する状況把握

<労働者に占める女性労働者割合 ※2025年3月現在>

○パート 80%

○正職員 35%